

就 任



柳澤康行副市長が就任



3月21日(金)に行われた定例市議会において、副市長に柳澤康行氏が同意され、4月1日付で就任しました。

子育て



ファミリー・サポート・センター提供会員募集

子どもの送迎や一時預かりを行う有償ボランティア(1時間700円～)を募集します。

※養成講座の受講が必要(都合がつかない場合は要相談)

養成講座 (無料託児あり、要予約)

日時 5月20日(火)～23日(金)午前9時30分～午後3時
5月27日(火)午前9時30分～正午

場所 七宝公民館

対象 市内、または大治町内在住で20歳以上の育児経験者、または保育士資格等を有する方

定員 15人

申込 5月10日(土)まで
・電話(日・月曜・祝日を除く)

・メール(件名「養成講座」、本文に「氏名、電話番号、託児の有無(有は名前、よみがな、生年月日、性別)」を記入しama-harufamisapo@clovernet.ne.jpへ送信)

問 あまっ子はるっ子ふぁみさぽセンター事務局(七宝公民館内) ☎462・0150

令和7年度 夏休みの児童クラブ利用申込を受け付けます

対象児童

保護者が労働等により昼間家庭にいない市内の小学校に就学している児童

※利用児童が定員を超えている児童クラブは利用をお断りすることもあります。学校区外の児童クラブも利用することがあります。

受付期間

5月19日(月)午前9時～31日(土)午後5時

受付方法・場所

※電子申請での申込

二次元コードを読み取って申込ください。



※紙媒体での申込

各児童館(日・祝閉館)へ直接提出してください。
利用に関する詳細は市公式ウェブサイトにてお知らせいたします。

問 七宝児童館(七宝小・宝小・伊福小・秋竹小)

☎442・2550

美和児童館(美和小・正則小・篠田小・美和東小)

☎443・5454

甚目寺中央児童館(甚目寺東小)

☎442・8036

甚目寺北児童館(甚目寺東小)

☎445・1367

甚目寺南児童館(甚目寺南小)

☎443・1753

甚目寺西児童館(甚目寺西小・甚目寺小)

☎442・0083

子ども福祉課 ☎444・3173

募 集



保育園会計年度任用職員(保育士・看護師)募集

WEB 1009259

保育士

勤務時間 ①午前7時30分～午後7時(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月～土曜日)

短時間 ②午前10時～午後2時頃、週3～5日(月～金曜日)

応募資格 保育士資格を有する方

看護師

勤務時間 午前8時～午後4時30分
(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月～土曜日)

応募資格 看護師免許を有する方

共通事項

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園(9園のいずれか)

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

※後日依頼の時に健康診断書
※書類提出後、面接のうえ決定
します。

問合先・提出先 保育課
☎485・5988 FAX 443・2571

パートタイム会計年度任用 職員(放課後児童支援員・補 助員)募集

WEB 1000654

業務内容 児童クラブ運営業務

勤務時間 午後2時30分～7時

※土曜日、学校休業日等は午前
7時30分～午後7時(うち6時
間程度・交代制)、週3～4日

応募資格 放課後児童支援員認
定資格、保育士、幼稚園・小
中学校教諭、社会福祉士の資
格を有する方。補助員につい
ては特になし

賃金 市の規定に基づき支給
※通勤手当は距離に応じて支給
勤務地 市立児童クラブ実施施
設

提出書類 履歴書(写真貼付)、
資格証の写し

※書類提出後、面接のうえ決定
します。

問 七宝地区 七宝児童館
☎442・2550
美和地区 美和児童館
☎443・5454
甚目寺地区 甚目寺北児童館
☎445・1367

税



軽自動車税納付確認システ ム(軽JNKS^{ジェンクス})の小型二輪対 応開始について

令和7年4月から、軽自動車
税納付確認システム(軽JNKS)
で小型二輪の対応が開始されま
す。これによって、小型二輪に
おいても車検を受けるときに必
要であった車検用の納税証明書
の提示が原則不要となります。

※使用の本拠地を異動させたば
かりなど、これまでどおり車
検用の納税証明書の提示が必
要になる場合がありますので、
詳しくは税務課までお問い合わせ
ください。

問 税務課 ☎444・0509

軽自動車税(種別割)納税証 明書(継続検査用)の発送廃 止について

軽自動車税納付確認システ
ム(軽JNKS^{ジェンクス})で小型二輪の対応が
開始されることに伴い、口座振
替等で納付された方へ送付する
軽自動車税(種別割)納税証明書
(継続検査用)の送付を令和8年
度より廃止します。

車検時に軽自動車税(種別割)
納税証明書(継続検査用)の提示
が必要になる場合は、市民課に
交付申請をお願いします。

問 税務課 ☎444・0509

自動車税種別割の納付をお 忘れなく

6月2日(月)は、自動車税種
別割の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ち

ちの方に対し、4月30日(水)に
県税事務所から納税通知書を発
送しますので、お近くの県税事
務所、金融機関、コンビニエン
ストア等で納付してください
(納付場所は、納税通知書の裏
面をご確認ください)。

また、パソコンやスマートフ
ォンなどを利用して、クレジッ
トカード(決済手数料がかかります)
やインターネットバンキ
ング、スマートフォン決済アプ
リでも納付していただけます。

なお、名義変更や廃車などの
手続を他の人に依頼した自動車
について、納税通知書が届いた
場合は、それらの手続が3月末
日までに行われていないことが
考えられますので、依頼先にご
確認ください。

また、転居などにより納税通
知書が届かないときは、管轄の
県税事務所にご連絡ください。

問 西尾張県税事務所
☎0586・45・3170



障がいのある方等に対する 軽自動車税(種別割)の減免 手続きについて

市では、身体障害者手帳や療
育手帳などの交付を受けている
方が所有する軽自動車等で、一
定の要件に該当する場合、申請
により軽自動車税(種別割)の減
免を受けることができます。

◎申請手続

減免を希望される方は、納税
通知書が届きましたら、納期限
までに納税通知書、車検証、運
転免許証または免許情報記録個
人番号カード、身体障害者手帳
など必要書類を添えて、税務課

まで申請してください。

※先に納税をしてしまうと、減免が受けられなくなりますのでご注意ください。

※障がいの程度、自動車の所有者、運転者等の要件により、減免の可否が異なりますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

問 税務課 ☎444・0509

教 育



■早期教育相談

県教育委員会では、子育てで気になることがある方、お子さんに障がいがあると思われる方、お子さんの就学について相談したい方などに、早期教育相談を実施します。

相談は予約制で無料です。

日時 7月24日(木) 午前10時～午後4時

場所 甚目寺公民館

対象 乳幼児期(0歳以上)から令和8年度に新1年生になる(6歳)までのお子さんとその保護者

申込 6月20日(金)までに学校教育課へ申込みください。

問 学校教育課 ☎444・0902

■特別支援学校体験入学

県教育委員会では、来年度に小・中・高等学校入学予定で、障がいがあると思われるお子さんとその保護者を対象に、特別支援学校の様子を知っていただくため、次の学校で体験入学を行います。

●佐織特別支援学校(☎056

7・37・2061/愛西市西川端町)

対象 知的発達に遅れのあるお子さん

期日

小学部 見学会5月15日(木)
(新就学児の保護者対象)

小学部 体験入学9月18日(木)
予備日9月25日(木)

中学部 見学会6月5日(木)
(小学6年生の児童、保護者対象)

高等部 説明会5月28日(水)
(中学3年生対象)

高等部 見学会11月19日(水)
(中学2年生対象)

●一宮特別支援学校(☎0586・51・2221/一宮市杉山)

対象 手足の不自由なお子さん

期日

幼稚部・小学部 教育相談随時実施

幼稚部 体験入学6月4日(水)

小学部 体験入学6月12日(木)

中学部 教育相談随時実施

高等部 説明会7月16日(水)
(中学3年生及び保護者対象)

●大府特別支援学校(☎0562・48・5311/大府市森岡町)

対象 病気で療養しているお子さん

期日 7月8日(火)・10月9日(木)

●名古屋盲学校(☎711・0009/名古屋市千種区)

対象 目の不自由なお子さん

期日 教育相談・体験入学随時実施

サマースクール8月22日(金)

●一宮聾学校(☎0586・45・6000/一宮市大和町)

対象 耳の不自由なお子さん

期日

幼稚部 説明会6月10日(火)

小学部 説明会6月3日(火)

中学部 説明会6月4日(水)

高等部 説明会6月5日(木)

その他 各特別支援学校では、体験入学以外の日にも随時相談に応じています。

申込・問合先 直接電話で体験入学希望の学校へ連絡。

福 祉



毎年5月5日～11日

「こどもまんなか 児童福祉週間」

こども家庭庁では、5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定め、こどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っております。

《令和7年度「こどもまんなか 児童福祉週間」標語》

「いつだって まんまるまんなか こどもたち」

問 子ども福祉課 ☎444・3173

■赤十字運動月間について

日本赤十字社では、毎年5月を赤十字運動月間と位置付け、事業活動を支える会員・活動資金の募集を強化しております。

赤十字の事業は、地震や豪雨などの自然災害や大事故に見舞われた被災地での災害救護活動の実施、救急法をはじめとする講習会の開催など、人道的な使命に基づいた幅広いものです。

こうした事業は、個人、区や町内会、法人の皆さまから寄せられる活動資金により支えられています。

本年度もあま市地区として活動資金を募り、こうした活動に協力してまいりますので、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

問 日本赤十字社愛知県支部あま市地区事務局(社会福祉課内) ☎444・3135

軽度・中等度の難聴高齢者の方へ補聴器の購入費を助成します

軽度・中等度の難聴高齢者に対し、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図るため、補聴器の購入にかかる費用の一部を助成しています。

対象者 (次の要件を全て満たす方)

- ①市内に住所を有する65歳以上の方
- ②聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- ③補聴器の装用により日常生活の改善等の効果が期待できると医師により判断された方
- ④市町村民税が非課税である世帯に属する方
- ⑤補聴器の購入に係る他の助成を受けたことがない方

助成額

補聴器の購入費の2分の1に相当する額(上限3万円)を1人につき1回に限り助成します。

申請手続きや必要書類など、詳細につきましてはお問い合わせください。なお、事前申請の

制度となりますので、必ず購入前にご相談ください。

問 高齢福祉課

☎444・3141 FAX 443・2571

障がい手当支給日のご案内

5月は特別障害者手当・障害者福祉手当・経過的福祉手当の支給月です。

5月9日(金)が振込予定日ですので、ご確認ください。

問 障がい福祉課 ☎485・5980

障がい手当のご案内

WEB 1002152

障がいのある人やその保護者に対し、手帳の等級や診断書の内容等に応じて、市、愛知県、国から手当が支給されます。手当の内容や対象者等の詳細は市公式ウェブサイトをご覧ください。

種類 心身障害者扶助料・在宅重度障害者手当・特別障害者手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当

問 障がい福祉課 ☎485・5980

5月の福祉ショップ「あま結び」

WEB 1009160

市内障害福祉サービス事業所等で作った物品を市役所で販売します。

日時 5月21日(水) 午前11時～午後1時(商品がなくなり次第終了)

場所 市役所1階エントランス
※出店事業所及び販売品については、市公式ウェブサイトをご覧ください。

問 障がい福祉課 ☎485・5980

環境・衛生



5月10日～16日は愛鳥週間

愛鳥週間は、野鳥を保護し、愛鳥思想を広く国民に普及するために定められたものです。この機会に、鳥との適切な付き合い方を学びましょう。

●野鳥は法律で保護されています

野鳥は「鳥獣保護管理法」により、国や都道府県などの許可を得ることなく、捕まえてはいけないことになっています。

野鳥はあくまでも野生動物なので、少し距離を置いて、その姿を見守りましょう。

問 環境衛生課 ☎444・3132

5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)

「ごみ減量・リサイクル推進週間」「ごみ散乱防止強調週間」「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」

ごみ減量化・4Rの実行

① **R**efuse

不要なものを買わず、断ること。

② **R**educe

ごみを減らすこと。

③ **R**euse

まだ使えるものを繰り返し使うこと。

④ **R**ecycle

資源として再利用すること。

ごみのない、きれいなまちに

- ・自分のごみは持ち帰り、公共の場所や私有地に捨てない。
- ・各自所有の空き地を適切に管理し、ポイ捨て防止。
- ・たばこは灰皿のある場所で吸うか、携帯灰皿を使用する。

不法投棄は犯罪

ごみを不法投棄すると、法律に基づき「5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金」が科せられます。ポイ捨ても犯罪であるため、絶対に行わないでください。

問 環境衛生課 ☎444・3132

犬や猫の飼い方

散歩時は、必ずフンの後片付けを

公共の場所での犬のフンは必ず片付け、自宅へ持ち帰るようにしましょう。

鳴き声に注意を

昼夜問わず、犬の鳴き声に関する苦情が多く寄せられています。飼い主は近隣への配慮から、適切なしつけをしましょう。

猫にもしつけを

猫は屋内飼育が適しており、上下運動ができるスペースを提供することでストレス解消となります。適切なしつけを行い、無用な繁殖や病気、事故を防ぎましょう。

ペットは大切な家族の一員です。人々とペットが楽しく暮らせるよう、飼い主一人ひとりがマナーをきちんと守りましょう。

問 環境衛生課 ☎444・3132

寄付



寄附のお礼

吉岡 研二様

あま市のために
椅子(4人掛け)2台
椅子(3人掛け)6台

株式会社美和建装様

地域貢献のため
塗装工事 4校

(美和小学校、正則小学校、篠田小学校、美和東小学校)



ご厚意ありがとうございました。

問 財政課 ☎444・1714

防 犯



空き巣にご注意を！

令和6年中の市内での侵入盗の認知件数は、住宅が19件、事務所荒らしなどが24件発生しております。

【ドロボウに狙われないための対策】

①夜間は門灯や玄関灯で明るくする②就寝時や、少しの外出時でも必ず玄関・窓を施錠する③補助錠での二重ロックを徹底する④自宅に防犯啓発プレートに掲げる⑤プレートは危機管理課にて配布しております。

問 危機管理課 ☎444・0862

あま市月別 窃盗犯発生状況(暫定値)

手 口	令和7年 2月中 認知件数	前月比
侵入盗(空き巣など)	5件	±0件
乗物盗(自動車盗など)	20件	△1件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	15件	△2件
計	40件	△3件

問 危機管理課 ☎444・0862

防 災



愛知県立美和高等学校の体育館・武道場を指定避難所に指定しました

2月14日付けで愛知県立美和高等学校の体育館・武道場を指定避難所に指定しました。指定避難所は自宅が被災して帰宅できない場合、一定期間、避難生活を送るところです。市内にある42指定避難所は、災害の規模や状況により、順次開設していきます。

問 危機管理課 ☎444・0862

令和7年度海部地方総合防災訓練 ～地域の団結を防災の力に～

地域防災力を強化するために、海部地方の総力を結集し、大規模災害を想定した訓練を実施します。消防、警察、自衛隊など各機関の特別訓練のほか、車両や装備品の展示、炊き出し、啓発展示などを行います。

日時 6月1日(日)

午前9時～11時

場所 国営木曽三川公園 東海広場(愛西市)

※駐車場無料

主催 海部地方防災連絡会議・海部地区水防事務組合

問 海部県民事務所県民防災安全課

☎0567・24・2125



防災情報メールに登録してください

WEB 1002240

災害時のさまざまな情報を配信しています。(登録料無料)

○登録先メールアドレス及び登録方法
bousai.ama-city
@raidai.ktaiwork.jp



①新規メールに宛先を入力し、件名・本文は入力せず送信してください。

②返信されたメール内のアドレスにアクセスし、登録してください。

※1 受信設定をしている方は、ドメイン指定を解除してください。

※2 メール受信に係る通信料は、利用者負担です。

※3 登録ができない場合は、危機管理課へお問い合わせください。

問 危機管理課 ☎444・0862

■家具転倒防止器具の取付支援

WEB 1002241

家具転倒防止器具の取付支援を行っています。取付を希望する方は、危機管理課へお申込みください。

対象 (同一年度に1回まで)

①高齢者(65歳以上)の属する世帯

②身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

③中学生以下の子どもとその母親のみの世帯

受付期間 令和8年2月27日(金)まで(土・日曜・祝日・年末年始を除く)

※予算に到達時点で受付終了

事業の内容等 家具転倒防止器具(L字金具)により、木製家具や冷蔵庫(3点まで)を柱・

壁等に固定します。

※ピアノ、仏壇等は対象外です。

問 危機管理課 ☎444・0862

■固定電話に防災情報をお届けします

WEB 1006635

携帯電話をお持ちでない方や、メールを見られない視覚に障がいのある方は、自宅の固定電話に防災情報(避難情報や避難所開設情報)が届きます。

登録方法は、登録用紙に氏名・登録したい固定電話番号・住所を記入し、危機管理課に直接提出していただくか、FAXまたは郵送してください。登録後、完了通知を送付します。
※登録完了後、通話試験を実施します。

問 危機管理課

☎444・0862 **FAX** 441・8330

■大雨から守ろう大切なまち

流域水害対策協議会

総合治水推進週間

5月15日(木)～21日(水)

流域治水に関する情報は、流域水害対策協議会ウェブサイトをご覧ください。

ビジュアルボード

フェアの開催

流域治水を市民の皆さんに理解していただくために、図や写真を用いたパネルの展示を行います。

日時 7月18日(金)～25日(金)

場所 甚目寺公民館1階ロビー

問 土木課 ☎441・7113



交通安全



令和7年中交通事故死亡者数(人)

地 域	死者数
愛知県	15人
津島警察署管内	1人
あま市	0人
令和7年2月末現在	

問 土木課 ☎441・7113

■自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を補助します

WEB 1007219

令和5年4月1日、道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日より、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

市では、児童生徒等及び高齢者を対象に自転車乗車用ヘルメット購入費用の一部を補助します。

受付期間 令和8年2月27日(金)まで

※受付期間内であっても予算がなくなり次第終了とさせていただきます。

補助金額 ヘルメット購入費用の5割(上限2,000円、10円未満切り捨て)の補助

補助対象者 市内に住所を有し、令和8年3月31日時点で7歳～18歳の人、65歳以上の人

※1人につきヘルメット1個かつ1回限りの申請

補助対象ヘルメット 4月1日以後に愛知県内のヘルメットを販売する店舗において購入した、安全基準に適合している認証マークがついている、3か月以内に購入した新品のヘルメット

ルメット(ただし、児童生徒等の通学用ヘルメット等は除く)

申込

次の書類を土木課に提出してください。

- ①補助金交付申請書兼請求書
- ②ヘルメットの領収書の写し
- ③安全基準に適合している認証がついていることがわかる書類(書類がない場合は、現物提示してください)

- ④申請者の振込先通帳の写し

その他 申請書は、土木課または市公式ウェブサイトを用意しています。

問 土木課

☎441・7113 FAX 441・8387

安全認証マーク



GSマーク



CPSCマーク



SGマーク



CEマーク(EN1078)



JCFマーク

その他



海部地域消費生活センター(消費生活相談窓口)のご案内

WEB 1008539

海部地域消費生活センターでは、消費者と事業者の間の商品やサービスの契約・解約のトラブルなどについて、専門の相談員が、問題解決のための助言、情報提供、あっせんを行います。相談料不要、秘密厳守です。

～まずはお電話でご相談ください～

○どんな相談ができますか？

(一例)

①商品やサービスの契約・解約のトラブルなど消費生活に関するご相談

②多重債務のご相談 など

予約・問合先 海部地域消費生活センター(月～金曜日、午前9時～午後4時30分)

☎0567・23・0150

商工観光課 ☎441・7118

労働相談及び巡回労働相談のご案内

WEB 1008034

県では、職場での悩みごと、困りごと、労働に関するトラブル等の相談に応じています。電話でも受け付けています。

相談は無料、秘密厳守です。

市においては、月1回の巡回労働相談を実施しております。

○労働相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時(土・日曜・祝日・年末年始を除く)

場所 海部県民事務所産業労働課労働相談専用ダイヤル

☎0567・24・6104

○巡回労働相談

日時 毎月第2木曜日(予約制)午後1時～4時

場所 市役所1階相談室101

※相談日の前日(開庁日)の正午までに商工観光課に予約が必要となります。

問 商工観光課 ☎441・7118

わかもの就職相談

WEB 1005012

津島地域若者サポートステーション(いちのみや若者サポートステーション)では、「働くこと」に悩みを抱える若者やその家族を対象に、職業的自立に向

けての支援を行っています。

○電話相談 津島地域若者サポートステーション

☎0567・69・4301

日時 毎週火～土曜日、午前10時～午後5時

○出張相談(要事前予約)

日時 毎月第4金曜日

午後1時～5時

(1人50分以内)

場所 市役所1階相談室101

申込・問合先

津島地域若者サポートステーション

☎0567・69・4301

商工観光課 ☎441・7118

民生委員・児童委員が訪問調査を行います

市においては、65歳以上でひとり暮らしの方、65歳以上のみで生活されている世帯の方を対象に、緊急時の連絡先や生活状況の把握のため、各地区の民生委員・児童委員が6月末頃までにご家庭を訪問し、『高齢者台帳』の作成を行います。緊急時にはこの高齢者台帳を活用し、適切な支援に結びつけていきますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

問 高齢福祉課 地域包括支援センター

☎444・3159 FAX 443・2571